

第242回 オーナーズセミナー



70年ぶりの「労働法大改正」！平成30年4月施行までにやるべきこと！
有給義務化、残業規制、同一労働同一賃金への具体策！

「働き方改革」実務対応セミナー

「働き方改革関連法」が成立し、平成31年4月から順次施行されます。有給休暇の取得義務化や、残業時間の上限規制は、違反すると労働基準法における罰則適用となりますので、今までの行政指導とは異なります。また、新様式となります36協定（特別条項）や、有給管理簿など実務的に対応しなければならない内容もあり、今回の「働き方改革」への対応は、経営を左右するほど影響力がありますので、早急かつ迅速な対策が必要です。今回のセミナーでは、具体的な対応策をお話します。

- ・ 年次有給休暇の取得「義務化」へ！→違反すると罰金適用
- ・ 時間外労働の「上限規制」→年720時間、月100時間の意味は？
- ・ 「同一労働同一賃金」とは？定年退職後の嘱託は？

どなたでもご参加頂けます。
是非お申込み下さい

講師プロフィール

社会保険労務士法人 豊嶋事務所代表
有限会社人事・労務サポート

代表取締役 豊嶋 正孝

- ・ 人事・労務管理全般・就業規則
- ・ 社会保険・労働保険・研修、セミナー講師などの
広範なコンサルティング活動を行っている。



日時	平成30年11月14日(水) 午後6時～8時まで
講師	特定社会保険労務士 豊嶋 正孝
場所	マリゲート塩釜 3階 マリンホール
料金	お一人様 資料代として 1,000円 (税込)

◆ 申し込み・お問い合わせ先 ◆

千葉経営企画株式会社 ☎985-0042 塩釜市玉川1丁目2-40

☎ 022-365-2823 ✉ chiba-kaikei@tkcnf.or.jp

PC版



スマホ版



オーナーズセミナー参加申込書

会社名			
住所			
参加者名	TEL		
	FAX		

- ご記入頂いた個人情報は、今後セミナー、サービス等のご案内に利用させていただきます。
- 当セミナーでは、勧誘行為は一切行いません。

FAX番号 022-366-3882